

教育長 教育行政報告



学校教育

冬休み期間中指導体制を充実

各学校の冬休みは、小学校は12月27日から、中学校は23日からで、その冬休み期間中の指導体制の充実を図ることが重要です。町生活指導連絡協議会を開催し、児童生徒の規則正しい生活を心がけることや計画的な学習、外出時の注意事項など地域及び関係機関などの緊密な連携強化を図ることを協議したところです。

交流学級 集学的学習に大きな効果

毎年、教育委員会主催で開催している交流学級は、12月1日に全校の小学校5年生と6年生が一堂に参加しました。本学級の目的である多くの個性と出会い、ふれあいの心からお互いの心を尊重し深め合うことにより、新たな人間関係の中で自分を発揮できた

くましい精神力を養い、中学校生活への円滑な移行ができる体制づくりを推進しています。



日頃、少数による学習の場から集学的学習により児童が体験する効果は大きく今後も引き続き実施します。

国際交流事業

9か国12人の研修員が訪町

町内小・中学校の全校を対象に海外研修員との交流を通じて、あらゆる国々の人々と理解を深め、国際感覚を身につけ国際理解、国際協力への前向きな姿勢を培うことを目的に9か国から12人の研修員を迎え、11月26日・27日の2日間にわたり実施しました。

1日目は、美国婦人会の皆さんと料理づくりで地域交流を図り、2日目は、それぞれの学校において、児童生徒が研修員から色々な国の様子や文化を学ん

だほか、遊びやゲーム、料理体験など各学校の特色あるカリキュラムの中での交流を図るなど、それぞれの生活習慣や文化の違いについて、改めて国際感覚を身つける機会になったことと思います。



いじめ問題 地域連携を強化し根絶目指す

いじめにより児童生徒が自らその命を絶つという痛ましい事件が相次いで発生し、大きな社会問題となっています。いじめは「どの学校でも、どの子にも起こりうる」問題であるとされながらも、現に今、町内の学校において、いじめに苦しんでいる児童生徒がいることの重大性を真摯に受け止めています。

現在、後志教育局の指導、助

言をいただきながら、いじめの問題行動の解決や生徒へのカウンセリング及び教職員・保護者への助言・指導など、専門知識・経験を有するスクールカウンセラーを配置し、関係機関と連携を図りながら、この問題の早期解決に最善の努力しているところです。

このような問題を二度と繰り返さないためにも、その重大性を改めて認識するとともに、適切な対応について確認し、学校や家庭・地域との連携を密にしながら、いじめの根絶に向けた地域ぐるみの対策が重要であると考えます。

また、学校においては児童生徒一人一人に対し、「お互いが思いやり、尊重し、生命や人権を大切にすること」への教育指導等を行うとともに、教職員の言動が児童生徒に大きな影響力を持つことを十分認識し、教職員間の緊密な情報交換や共通理解を図り、学校全体で組織的に対応がなされるよう周知をしたところ です。

社会教育

文化祭盛況裏に終了

第36回積丹町文化祭は、総合

文化センターを会場に行われ、展示の部では、保育園児から、小中学生、一般の方々まで、たくさんの方々と565点の作品が展示され、11月2日から4日までの展示期間中、498人の方々が訪れました。また、芸能の部は、11月11日(土)216人の観客の下、町内各地から3個人と10団体が出演し、歌や舞踊など日頃の成果が発表され盛会に終了しております。

このことから、町民皆様の芸術文化に対する意識の高揚が図られてきたところです。

また、生涯学習活動を推進するため、町民文化教室や成人学級の開催など町民の学習機会の場として、日程調整が整いしだい提供していきます。

社会体育

スキー場「月・火」休業

今シーズンの野外スポーツ林スキー場は、12月24日(日)にオープン式が行われました。

スキー場の運営については、関係者との協議の結果、新たに利用の少ない火曜日を加え、毎週月曜日と火曜日の2日間を休業日とし実施することとなりました。

また、スキー場の利用増が図られるよう近隣町村への啓発に努めました。

平成19年の「積丹町成人式」

成人式

新成人は24人

は1月6日(土)総合文化センターで挙行することとし、24人の

審議された案件

議案第1号

積丹町の区域内に新たに生じた土地の確認について

公有水面埋立法に基づき造成された国道229号積丹町神岬(柵泊)地区道路改良工事用地について、地方自治法第9条の5第1項の規定により、積丹町の区域内に新たに生じた土地の確認をするため、議会の議決を求めるものです。

(原案可決)

議案第2号

積丹町の区域内の字の区域の変更について

議案第1号と同趣旨により、地方自治法第260条第1項の規定により、字の区域の変更をするため、議会の議決を求める

方々にご案内を申し上げました。次代を担う新成人が郷土で一堂に会するこの機会に責任ある社会人としてのご活躍に大きな期待を寄せながら、皆様とともにその門出を祝福し、激励を申し上げます。

ものです。

(原案可決)

議案第3号

積丹町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について

休息時間制度を廃止し、町職員の勤務時間を15分延長し、17時30分までとするものです。

(原案可決)

議案第4号

積丹町廃棄物の減量及び適正処理に関する条例について

廃棄物の広域処理への移行を機に、広域行政の構成町村として、廃棄物処理法の趣旨に沿った廃棄物の減量と適正処理の推進を図り、合わせて処理費用の

有料化を柱とする新たな「ごみ処理事業制度」の確立と円滑な施行に資するため、新たに本条例を制定するものです。

なお、本条例中、事業系ごみの収集分離、ごみ処理費用の有料化及び一般廃棄物処理業の許可申請等の実施時期が異なる特殊性に鑑み、それら特定の規定に係る施行日を異ならせる規定措置としました。

また、本条例で定めるごみ処理費用の有料化は、地方自治法に基づく一般廃棄物処理手数料として町民に負担していただくものですが、その料金水準等の設定に当たっては、町行財政改革推進委員会での審議を経て、答申をいただいたところです。

(原案可決)

議案第5号

北後志衛生施設組合規約の一部を変更する規約について

地方自治法の一部を改正する法律が平成18年6月7日公布され、平成19年4月1日から施行されるに伴い、本組合規約の一部を変更する協議があったので、地方自治法の規定により議会の議決を求めるものです。



(原案可決)

議案第6号

北後志消防組合規約の一部を変更する規約について

議案第5号と同趣旨により本組合規約の一部を変更する協議があつたので、地方自治法の規定により議会の議決を求めるものです。

(原案可決)

議案第7号

後志教育研修センター組合規約の一部を変更する規約について

議案第5号と同趣旨により本組合規約の一部を変更する協議があつたので、地方自治法の規定により議会の議決を求めるものです。

(原案可決)

議案第8号

北しりべし廃棄物処理広域連合規約の一部を変更する規約について

議案第5号と同趣旨による条文整備並びに事務所の位置変更に伴い、本連合規約の一部を変更する協議があつたので、地方

自治法の規定により議会の議決を求めるものです。

(原案可決)

議案第9号

北海道後期高齢者医療広域連合の設置について

高齢者の医療の確保に関する法律により、後期高齢者医療事務の共同処理及び新法施行の準備のため、地方自治法第284条第3項の規定に基づき、北海道内のすべての市町村が加入する北海道後期高齢者医療広域連合を設立することについて、同法第291条の11の規定により議会の議決を求めるものです。なお、本案については、著しい高齢化社会の進行に向けて、増大する高齢者医療費の「給付と負担のあり方、支える者と支えられる者」の関係を、市町村圏域から都道府県圏域へと拡大し、市町村における関連事務の効率的な広域共同処理と市町村の財政負担の軽減維持による、高齢者医療制度の運営の将来的な安定維持を目指すところとのです。

当町のみならず、特に、過疎化・高齢化の著しい小規模町村

にとりまして、今後の重要な社会保障制度の一つとして、その確立が期待されているところで

(原案可決)

議案第10号

後志広域連合の設置について
昨年来の後志広域連合準備委員会での検討経過を踏まえ、11月16日開催の同準備委員会の決定に基づき、税の滞納整理、国民健康保険事業及び介護保険事業等の事務の共同処理を行うため、地方自治法第284条第3項の規定により、後志管内19町村のすべてが加入する後志広域連合を設置することについて、同法第291条の11の規定により、議会の議決を求めるものです。

(原案可決)

議案第11号

平成18年度積丹町一般会計補正予算(第四回)
現行予算に2,932万9千円を追加し、26億3,862万3千円とするものです。

歳入においては、一般廃棄物処理等手数料

213万4千円
基金繰入金(介護保険給付準備基金)
790万円
前年度繰越金

1,278万9千円
町債
930万円

の増額と
観光施設売上収入

267万5千円

野営場使用料
11万9千円

の減額、

歳出においては、

職員住宅等財産修繕費

100万円

北海道知事・道議会議員選挙費

42万円

他会計繰出金
1,605万円

北海道後期高齢者医療広域連合

設立準備委員会負担金

8万7千円

町営浴場燃料費
120万円

ごみ袋製作費
676万2千円

体育文化推進協議会交付金

25万円

などの増額と

観光施設運営費
276万円

などを減額するものです。

(原案可決)

議案第12号

平成18年度積丹町国民健康保

除事業特別会計補正予算（第3回）

事業勘定において、現行予算に1,973万8千円を追加し、7億4,929万9千円とするものです。

歳入においては、

財政調整交付金 50万8千円
退職者療養給付費交付金（現年度分） 1,900万円
一般会計繰入金 23万円

歳出においては、

国保保険者事務共同電算処理システム改修臨時負担金 10万8千円

退職被保険者療養給付費

1,900万円

一般被保険者療養費 40万円

などを増額するものです。

（原案可決）

議案第13号

平成18年度積丹町介護保険事業特別会計補正予算（第2回）

現行予算に5,893万円を追加し、3億1,875万8千円とするものです。

歳入においては、

介護給付費国庫負担金（現年度分） 184万2千円
調整交付金 640万4千円

介護給付費道負担金（現年度分） 1,691万5千円
介護給付費支払基金交付金（現年度分） 1,551万円
歳出においては、

居宅介護サービス等給付費

5,796万円

介護給付費国庫等負担金 精算返納金 122万4千円
などを増額するものです。

（原案可決）

議案第14号

特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

町長及び助役の給与水準の見直しについて、特別職報酬等審議会の答申に基づき、月額を引下げるものです。

町長 69万円→65万円

助役 58万円→56万円

（原案可決）

議案第15号

積丹町教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例について

教育長の給与水準の見直しについて、特別職報酬等審議会の

答申に基づき、月額を引下げるものです。

教育長 55万円→53万円

（原案可決）

議案第16号

積丹町産業交流雇用対策推進施設設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
冬期間（11月～3月）の利用客増大と運営経費の縮減を図るため使用料金の引下げと同期間の開館時間を変更するものです。

◆11月～3月

使用料金

使用の区分			使用の単位	使用料
入館料	個	大人	1人 1回につき	500円
		小人	1人 1回につき	250円
	回数券	大人	12回券	3,000円
		小人	12回券	1,500円

開館時間

午前11時～午後9時まで

（原案可決）

選挙第1号

積丹町選挙管理委員会委員及

び補充員の選挙について

積丹町選挙管理委員会委員及び補充員の任期満了に伴い、地方自治法の規定により、委員及び補充員を選挙するものです。

◆委員

磯野 久治（美国町）
須田 嘉彦（日司町）
的場 無縫（美国町）
小澤 清一（余別町）

◆補充員

第1 細矢 義雄（野塚町）
第2 佐々木謙治（美国町）
第4 今井 諭（美国町）
第4 新井田徳彦（余別町）

（指名推薦）

